

八戸工業大学における消費者教育について

著者	橋本 都, 安部 信行, 今出 敏彦, 笹田 公烈
著者別名	HASHIMOTO Miyako, ABE Nobuyuki, IMADE Toshihiko, SASADA Kouretsu
雑誌名	八戸工業大学紀要
巻	38
ページ	121-128
発行年	2019-03-01
URL	http://doi.org/10.32127/00003868



八戸工業大学における消費者教育について

橋本 都[†]・安部信行^{††}・今出敏彦^{††}・笹田公烈^{†††}

The Consumer Education in Hachinohe Institute of Technology

Miyako HASHIMOTO[†], Nobuyuki ABE^{††}, Toshihiko IMADE^{††}

and Kouretsu SASADA^{†††}

ABSTRACT

In recent years, we have found it necessary to improve university consumer education, since a consumer citizenship society has developed and the legal age to be an adult has been dropped from twenty to eighteen. At this university, in addition to enlightenment and consultation activities just as in the past, educational research, community contribution, and students' spontaneous activities took place as part of two projects entrusted by the Aomori Consumers' Association, an NPO corporation. This report summarizes these actions and discusses potential problems in the future.

Key Words: consumer education, consumer citizenship society

キーワード: 消費者教育, 消費者市民社会

1. はじめに

近年、消費者市民社会の構築を目指した消費者教育推進法が成立し、消費者教育の充実が求められている。さらに、2018年6月、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられる改正法（平成30年法律第59号）が成立した。これにより一人で契約できる年齢が18歳となり、大学生、特に親元を離れる新生が消費者被害に遭う可能性が大きくなっており、消費者庁や文部科学省は大学

に対し消費者被害防止の施策などの環境整備¹⁾を求めている。

本学は、2017年4月、特定非営利活動（以下、NPOと記す。）法人青森県消費者協会から委託され、平成29年度学校における消費者教育推進事業「大学における消費者教育モデル事業」を実施した。また、続いて2018年4月、平成30年度学校における消費者教育推進事業「大学生の消費者教育活動実践事業」を実施した。これらの事業を中心に本学の消費者教育の取組みを報告する。

2. 平成29年度の取組み

2.1 事業の概要

「大学における消費者教育実践モデル事業」の目的は、消費者教育推進法や消費者教育の推

平成 30 年 12 月 10 日 受付

[†] 感性デザイン学部創生デザイン学科・教授

^{††} 感性デザイン学部創生デザイン学科・准教授

^{†††} 学務部学生課・課長

進に関する基本的な方針²⁾に基づき、優れた教材開発や教職員の指導力の向上、専門知識を有する外部人材の活用、関係機関との連携について、モデル事業やセミナーを実施し、学校教育における消費者教育の推進に資すること、年間を通して大学内外の講師による授業とアクティブラーニング型の取組みを実施することである。

そこで、以下に示す授業や講座等に取り組むこととした。

2.2 学生へのガイダンス

本学では、学生課が入学時オリエンテーションに「金融ガイド」（金融庁作成）配布したほか、キャリア教育の一環として将来の生き方や職業を考える科目「キャリアデザイン」のうち2年「キャリアデザインⅡ」（7月5日）で、八戸市消費生活センター職員による講演を就職課が実施した。受講者は、173名で、受講率は約6割にとどまっている。

なお、これらは例年実施しており、本学消費者教育のガイダンスとなっている。

2.3 授業

(1) 実施授業の考え方

前述の方針では、大学教育で、消費者被害等の危機回避能力、将来を見通した生活設計能力、実践的な問題解決能力、倫理観、ライフスタイルの見直しを図る主体性の育成や、自立した消費者として責任をもって行動し、社会の発展のために積極的に関与できる人材の育成が求められている。また、実践的・体験的で継続性のある学習、特にアクティブラーニングによる意思決定能力の育成、個々の学習課題から消費者市民活動につながる学習が求められている。

しかし、本学では、直接、消費者教育に充当される科目はなく、また、受託した4月時点で既に授業概要が示されていることから、消費者教育と関連がある科目の担当教員の理解を得て、消費者教育の視点を考慮した授業を実施することとした。

(2) 「情報セキュリティ」における取組み

清水能理准教授（工学部システム情報工学科）の「情報セキュリティ」（11月17日）では、「社会を変える次世代セキュリティ技術と情報系大学生（消費者）の視点」を重点に、新聞記事の最新ニュースをトピックスとして取上げた。授業概要にあるとおり、情報セキュリティ対策が如何に実行されたかを内容とし、講義後、受講学生のグループワークとプレゼンテーションを軸に展開された。

現在話題となっているブロックチェーンやマイナンバー・スマホ認証など最新の技術を取上げており、脅威（リスク）のうち特定の組織や集団、個人を狙った例として、日本年金機構情報漏えい事件の原因や被害拡大の原因、さまざまな情報管理体制や事後対応のミスを議論の材料とした。最後に、情報セキュリティについては情報処理推進機構、消費者問題については国民生活センターや消費生活センターと、関係機関を紹介するとともに情報収集や相談の大切さを説明した。

本授業を参観して、本学の全学生に対し、情報セキュリティに関する最新知識を獲得させる必要があるのではないかと考えさせられた。

(3) 「職業倫理」における取組み

文部科学省の指針³⁾では、今後職業に就き商品やサービスを提供する側になり得る学生に対し、企業活動における社会的責任や消費者としての多様なかわりについて考える視点を培うことはますます重要になることが述べられている。

工学部の必修科目「職業倫理」の授業概要には「企業や公的機関の不祥事がしばしば報道されている中、職業人としての倫理観がいつそう人々に意識されるようになってきたこと・・・（中略）・・・例えば法律の網をくぐって行動した場合、この行動は法律違反でなくとも、倫理的に指弾されることもある。」と記され、本科目は消費者志向の企業経営や職業人としての在り方を求めていると捉えられる。

今出敏彦准教授の「職業倫理」（6月23日）では、東北財務局青森財務事務所理財課榎木庸浩課長、

酒井秀人調査官，総務課白崎史人氏を講師に，財政や金融リテラシーを重点に授業が展開された。**写真1**のように，学生の代表に詐欺師や被害者の役をしてもらい考える講義も行われた。



写真1 寸劇仕立てで考える

(4) 福祉分野における取組み

福祉分野における消費者教育は障がい者や高齢者など弱者が対象であることから，消費者被害の防止のための弱者支援，すなわち，だまされないための啓発活動や講座開催に留まりがちである。しかし，本来，福祉教育は協力し豊かに生きていく力を養う教育であり，生活で生じる問題に対し社会制度やサービスを活用しながら問題解決能力を身につけていくことが求められる。障がい者が社会サービスを積極的に受けることができるように支援することも消費者市民の資質として大切である。

安部信行准教授の「ユニバーサルデザイン論」(6月23日)では，大学生の興味関心の高い情報タブレットの活用によって視覚障がい者の生活支援を行う授業展開をしている。本科目だけではなく，講師のNPO法人エイチピースタイリング代表高森三樹氏の学外講座を主体的に受講した学生もいた。

このほか，同准教授の「福祉住環境デザイン」(11月29日)では，1級建築士で(有)クレイドル代表の高樋忍氏により講義が行われ，高齢者，障がい者を含め誰でもが住みやすい住環境や，安全で美しい住まいの学習が展開された。

住居関係の企業活動では消費者志向を的確に捉えることが求められていることが窺われた。

(5) その他の取組み

小藤一樹准教授（感性デザイン学部感性デザイン学科・現工学部土木建築工学科）の「景観デザイン」(7月11日)では，八戸市まちづくり文化推進室まちづくり支援グループの新山雄大主査が学生になじみのある田向地区を事例に「八戸市の景観について」講義を行った。学生は，住人である消費者も色彩制限等の法令を守る大切さやまちづくりへの参加の意義を学んだ。

同准教授の「住まいのデザイン」(7月11日)では，(公社)宅地建物取引業協会理事の久保博愛氏が不動産売買に関する諸問題の講義を行った。主に賃貸契約やトラブル事例，民法改正などの内容で，自宅を離れアパートを借りる機会が多い年代だけに熱心な受講態度がみられた。

また，今出敏彦准教授の「道德教育」(11月7日)では，道德における社会性の視点から，金融を学ぶ意義を解説後，みちのく銀行人事部人材開発室佐藤真理氏が銀行業務について講義を行い，最後に同准教授が道德を通した金融の在り方について講義してまとめた。

(6) 消費者教育授業の課題

外部講師の活用については，消費者教育の充実に向けてどの科目がよいか，マッチングの観点からより教育的効果が望まれる科目を考慮する必要があることが明らかになった。

今後，本学で継続実施していくため，各科目の目標と消費者教育の関連性，外部講師の講義内容との刷り合わせなどが課題となった。

2.4 学園祭における取組み

(1) 広報・啓発活動

10月7, 8日開催の学園祭に本館201教室を使用し啓発活動を行った。教室名は全国共通の消費者相談電話番号である「188」（いやや）とした。前期の授業内容やクイズをパネル展示し，消費者教育について来場者に認識してもらうことができた。学園祭は一般公開され地域貢献活動ともなった。

広報活動では，感性デザイン学科（現創生デザイン学科）学生2名による着ぐるみ（青森県消費

生活センターキャラクターマスコットテルミちゃん) (写真2)による広報チラシ配布を行った。

チラシは写真3のように感性デザイン学科1年(現創生デザイン学科2年)の学生が作成した。クイズ形式で興味関心がわくように内容を工夫していたが、A4版で大きいためか、なかなか受け取ってもらえず、若者や子どもの興味関心に合った広報啓発活動について課題が残った。



写真2 テルミちゃんになる



写真3 作成したチラシ



写真4 視覚障がい者の方と学ぶ

2.5 消費者教育フォーラムin八戸の実施

(1) 趣旨

12月16日(土)に消費者教育の推進を広く学外に呼びかけるフォーラムを開催した。

消費者一人一人の行動は将来にわたって社会や環境に大きな影響を与えていく。特に若者には、個人として消費の影響力理解を深めていくことだけではなく、一人の消費者として責任ある意思決定、持続可能な消費実践というライフスタイルの実現、さらに消費者問題の解決や公正な社会づくりを他の人々とともに目指す、消費者としての参画・協働が求められている。

そのため、本フォーラムの趣旨を、「大学における実践報告や専門家の講演、意見交換を通し、これからの消費者市民社会の構築について若者とともに考える」こととした。

(2) 概要

テーマ：「若者と皆でつくる消費者市民社会」

会場：八戸市総合教育センター大研修室

主催：八戸工業大学

共催：青森県、NPO法人青森県消費者協会

後援：八戸市、階上町

参加者：学生41名(うち本学17名) 教職員15名
(うち本学7名) 一般・行政関係者9名
計65名

内容：

ア 大学実践報告(八戸工大 青中央大 弘前大 青森大)

(2) 消費生活講座の実施

学園祭1日目に移動消費生活講座を実施した。

青森県消費生活センター主任相談員の坂本久美子氏が「学生に多い消費者トラブル」「高齢者の消費者被害」の講話を行った。冬季に高齢者の生活道路確保のために雪かきボランティア訪問を予定している硬式野球部員も参加し聴講した。

2日目は、「誰でも使えるタブレット講座」を行った。6月の「ユニバーサルデザイン論」で講師をしていただいたNPO法人エイチピースタイルング代表高森三樹氏を講師に、安部研究室の学生が中心となり、写真4のように視覚障がい者や支援団体の方を招き実施した。

高度情報社会となり情報機器に関する新たな知識や技能が必要となっているが、熟達者と不慣れな人々との間で情報格差が問題となっている。実際、熟達している視覚障がい者の技能参観を通して、学生自身が弱者に役立つ機能の知識や技能を習得していないと支援は難しいことが窺われた。



写真5 学長あいさつ



写真6 学生の発表

開会(写真5)のあと実践報告が行われ、本学の概要報告に続き、感性デザイン学部感性デザイン学科3年（現創生デザイン学科4年）橋本康太郎が「障がい者・シニアの方にiPadを教える人材育成講座を受講して」と題し、これまでの取り組みを写真6のように発表した。

イ 講演「若者がつなぐ消費者市民社会」

講師の古谷由紀子氏（サステナビリティ消費者会議代表 前消費者庁消費者教育推進会議委員）は、どのような消費行動が問題になっているかを身近な例で分かりやすく説明。持続可能な社会をつくることを皆で考えようと訴えた。また、青森県の消費者トラブルの実際から被害を申し出なかった例を紹介し、消費者の在り方を考えさせた。

このほか、国連で合意されたSDGsの目標12「つくる責任つかう責任」を果たすことで持続可能な生産消費は成り立つこと。消費者が自分の利益だけではなく自分の行動が及ぼす影響を考え行動することへの期待を述べた。

ウ グループワーク・意見交換・発表



写真7 付箋を分類



写真8 グループ発表

青森県総合学校教育センター木村紀子指導主事の進行でグループワークを実施した。学生4, その他（教職員、一般）2の6グループに分かれ、「消費者市民として私たちができること」をテーマに意見交換を行った。

その後、写真7, 8のように自分でできること、自分たちでできることに分類し代表が発表した。

(3) アンケート結果より

参加者アンケートよりいくつか紹介する。

大学の実践報告は、「とても満足」（50%）「まあまあ満足」（50%）となっている。感想・意見としては、「他大学の取り組みを知るよい機会となった」「講師による授業やグループワークのほかに、紙芝居やラップ、寸劇などの工夫を評価する」「今後、学生の自発的活動になっていくことに期待する」などがあつた。

本学の発表に関し、障がい者、高齢者問題も取り上げられよかったという声があつた。

講演については、「とても満足」（62%）「まあまあ満足」（35%）となっている。学生の感想・意見では、「消費者問題も多岐にわたっているが、身近なレジ袋、食べ残しゼロ等から実践したい」「消費者として自分だけではなく他者や日本のことなど広く考えることが必要。消費行動に気をつけなければ、環境問題だけではなく自分の身にふりかかると感じた」「分かりやすい事例と大学生の私たちに身近な事例をもとに消費者問題について知ることができた」「これから起こるといわれるフードロスや大学生に身近な再配達問題について私たちに何が出来るかを考えたい」「消費者市民社会という言葉を理解できた。自分は何ができるか考えるよいきっかけとなった」などがあつた。

グループワーク等については、「消費者教育の授業を受けている学生が互いの見解を共有できたのは有意義だった」「他大学の方と意見交流することでいろいろな考えをもつことができた」「八戸は理系とのことで、私は文系で違う視点でおもしろかった。どうせなら先生方とディスカッションしたかった」などがあつた。

3. 平成30年度の取組み

3.1 事業の概要

「大学生の消費者教育活動実践事業」の目的は、学生の地域等による消費者教育活動への主体的取組み促進に向けたワークショップ等の開催を支援し、地域、学内の消費者教育の推進に資することである。このうち、本学学生の活動を主に報告する。

3.2 実践運営検討会議への参加

第1回会議は平成30年5月25日に青森県民福祉プラザで開催され、創生デザイン学科2年の金澤拓人、藤丸未来と橋本都教授が委員とし



写真9 他大学の教員・学生と考える

て参加した。県内の5大学が参加し、各大学の取組みを発表した後、学生と教員に分かれ「学生が身に付けるべき消費者力とは」をテーマに意見交換、今後の進め方を考えた。学生兩名とも昨年の学園祭時に、消費者教育の広報活動を担当し、チラシ作りや着ぐるみを担当していたことから主体的に意見発表ができた。他大学の学生委員は高学年が多く、協議での意見やプレゼンのまとめ方が参考になった。(写真9)

第2回会議は11月18日、青森市の青森明の星短期大学で、学生による消費生活フェスタ終了後に開催され、委員の金澤拓人、橋本都教授のほか後藤厚子准教授（感性デザイン学部創生デザイン学科）が参加した。

まず消費生活フェスタ実施を総括した。地球規模で考える消費行動の在り方、ダンスや紙芝居と工夫を凝らした消費者被害防止の活動など

各大学の学生活動紹介に加え、学生の手で司会、運営全般を担当したことが評価された。

次に、消費者教育の内容範囲が広いことから焦点を絞ることで深まるという意見や、反対に様々な取組や考えを知る機会とし各大学で特色のある活動にしてのがよい等の意見が出された。

3.3 学園祭での活動実践

学生の活動実践の場として、10月6,7日開催の学園祭展示部門に参加し、学生ばかりではなく子どもや一般にも楽しんでもらえる消費者教育ブースを設定した。「人生ゲーム工大版」と命名したゲーム体験コーナーとし、ゲームをしながら、収入や消費、消費者被害などのトラブルを体験してもらうこととした。(写真10,11)

使用ゲームは、担当学生が開発する予定であったが、参考にした高校向けの消費者教育教材に優れたものがあったことから、それらを活用し成果や課題を見出して、今後のゲーム内容の提案につなげることとした。



写真10 展示



写真11 ライフサイクルゲーム挑戦

また、広報啓発のため、NPO法人青森県消費者協会から提供いただいた景品のうち、写真12のようにティッシュペーパーには青森県消費生活センターのQRコードをつけた紙を挿入し配布したところ、受け取った来場者は昨年より増えた。



写真12 QRコードを記載

3.4 消費生活講座の実施

消費者教育の公開講座として学園祭を活用し10月6日に講演「若者の消費者被害を防ぐには」を実施した。(写真13)

講師は八戸警察署生活安全課生活安全係長本間和弘氏及び同主任澤村誠氏で、学生が被害者にも加害者にもならないことを目指し、学生に身近な情報トラブル事例などを挙げながら防止策をキーワードで印象づける講演となった。

最近では違反とは言い切れないマルチ商法で親族や身近な友人から誘われ巻き込まれる事例が多くなっており、また、被害をうけても相談しない例も相当数見込まれるとの内容であった。

本学においても消費者被害に遭いそうになり、消費生活センターや警察署に相談する事例が発生している。聴講した学生の代表には、周囲の友人や後輩たちにも紹介事例や被害防止対策など消費生活情報を伝えてほしいと要望した。



写真13 八戸警察署の講演

3.5 消費生活フェスタへの参加

11月18日、青森市の青森明の星短期大学で、大学生による消費生活フェスタが5大学の学生、教職員の参加によって開催された。

大学実践報告では、本学から創生デザイン学科2年金澤拓人が『「消費者人生ゲーム」八工大版を実施して』と題して発表した。(写真14)

ゲームの体験者に実施したアンケートによると、「満足できたか」は、学生満足度は満足44%やや満足54%であった。「消費者教育を学べたか」の内容は、詐欺被害、消費期限、悪質商法、保険、契約などにわたっていた。



写真14 大学実践報告（青森県消費者協会提供）

具体的には、詐欺被害では「詐欺師がいつ現れるかわからないことをゲームを通じて実感できた」「詐欺師の被害が大きいので現実における被害も大きいのだと思った」、契約では「クーリングオフの重要性を学べた」などである。

改善への課題として、小さい子供には内容の難しさ、金銭問題の少なさ、専門用語解説、詐欺手口パターンを加えた問題等が考えられた。

その上で、年配者向け、学生向け、年少者向けの人生ゲーム案を提案した。たとえば、学生向けには、被害に遭いやすいネット詐欺、マルチ取引、勧誘、クレジット関係を中心としたもの。また、消費者金融のクイズを中心に用いたライフサイクルゲームである。

また、ゲームの景品を実用性のあるノベルティグッズ（ボールペン、A5クリアファイル、マグネットクリップ、ポケットティッシュ）にし広告効果をねらったこと。さらに、検索エンジンの検索やURLの手打ちの手間を省き、消費生活センターに直接アクセスできるQRコードを記載するアイデアの考案についても触れた。

なお、同学科2年藤丸未来が提案・資料作成等に協力し、後藤厚子准教授、安部信行准教授の指導を受けた。

3.6 授業における消費者教育

本年度は、今出敏彦准教授が「日本国憲法」（12月3日）で「金融」をキーワードに消費者教育を行うこととし、みちのく銀行本店地域創生部・地域振興担当部長の藤田雅志氏を講師に実施した。昨年度の課題を踏まえ、外部講師には

授業の中間40分の講義とし、前後を担当教員が科目の目標を実現できるようにつなぐこととした。

消費者教育の視点から、生活設計と金融について講義していただいたあと、同准教授が、日本国憲法第27条および第29条に定められた社会権に関する諸規定の意義とその現代的な課題について講義することによって、学生達は勤労の権利や財産権など、通常の授業にはない具体的な内容について学ぶことが出来た。

なお、講義内容や受講学年とのマッチングに際しては、昨年授業参観された、みちのく銀行柳町支店次長の志津野学氏と事前に協議を行った。その結果、昨年の反省を活かした消費者教育実践の好例となったと思われる。

4. おわりに

消費者教育の重要性から、今後、学生一人一人の消費者被害防止を目指した学生課の取組に加え、全学生に対し着実に消費者教育を実施していくことが望まれる。

消費者教育の内容は広いが、本学は特に職業人、技術者の育成を視野にしておき、金融、倫理、情報に関する内容の充実が考えられる。また、地域づくりの観点から消費者市民としての思考と実践力が求められる。

そのため、関連の深い科目、例えば情報セキュリティや職業倫理、経済学ばかりではなく全教職員の理解・協力により様々な機会を捉えて実施することが大切である。

また、消費者教育の体験をした学生たちが消

費者問題について知人や市民を支援するような自主的活動を継続することにも期待している。

謝 辞

本報告の取組みに当たっては、NPO法人青森県消費者協会の皆様、外部講師の皆様、八戸市など行政関係者に多大なご協力をいただきました。また、学生課職員をはじめ関係教職員及び学生の皆様にも多大なご協力をいただきました。ここに付記し謝意を表します。

参 考 文 献

- 1) 成年年齢下げを見据えた環境整備について（通知）平成30年7月23日 文部科学省
- 2) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」平成25年6月28日閣議決定（平成30年3月20日変更）
- 3) 「大学及び社会教育における消費者教育の指針」平成23年3月 文部科学省消費者教育推進委員会
- 4) 日本消費者教育学会編「消費者教育 Q&A—消費者市民へのガイダンス」2016 pp46～pp47
- 5) 北欧閣僚評議会編 大原明美訳「北欧の消費者教育」新評論2003
- 6) 西村隆男編著「消費者教育学の地平」慶應義塾大学出版会2017

要 旨

近年、消費者市民社会の構築や成年年齢の引き下げに伴い、大学における消費者教育の充実が求められている。本学では従前からの啓発・相談活動のほか、受託した NPO 法人青森県消費者協会の 2 つの事業を中心に、教育研究、地域貢献、学生の自主的活動の取組を実施した。その概要を紹介するとともに、今後の取組に向けた課題を報告する。

キーワード： 消費者教育、消費者市民社会